

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

（関与の意義）

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限る、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

イ 助言又は勧告

ロ 資料の提出の要求

ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことの求めであつて、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならぬものをいう。）

ニ 同意

ホ 許可、認可又は承認

ヘ 指示

ト 代執行（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠つているときに、その

- 一 是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わつて行うことをいう。
- 二 普通地方公共団体との協議
- 三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 会計検査院長及びその他の検査官
- 四 人事院総裁及びその他の人事官
- 五 内閣法制局長官
- 六 内閣官房副長官
- 七 内閣危機管理監
- 八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 九 常勤の内閣総理大臣補佐官
- 十 副大臣及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官（以下「副長官」という。）
- 十一 大臣政務官及び長官政務官
- 十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員
- 十三 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十四 国家公安委員会委員
- 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員

- 十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
- 十七 総合科学技術会議の常勤の議員
- 十八 原子力委員会委員長
- 十九 証券取引等監視委員会委員長
- 二十 公認会計士・監査審査会会長
- 二十一 中央更生保護審査会委員長
- 二十二 宇宙開発委員会委員長
- 二十三 社会保険審査会委員長
- 二十四 航空・鉄道事故調査委員会委員長
- 二十五 食品安全委員会の常勤の委員
- 二十六 原子力委員会の常勤の委員
- 二十七 原子力安全委員会の常勤の委員
- 二十八 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
- 二十九 証券取引等監視委員会委員
- 三十 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
- 三十一 地方財政審議会委員
- 三十二 国地方係争処理委員会の常勤の委員
- 三十三 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
- 三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員
- 三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員
- 三十六 労働保険審査会の常勤の委員
- 三十七 社会保険審査会委員
- 三十八 運輸審議会の常勤の委員
- 三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員
- 四十 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員
- 四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
- 四十二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長

- 四十三 特命全權大使（以下「大使」という。）及び特命全權公使（以下「公使」という。）
- 四十四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官（以下「秘書官」という。）
- 四十五 非常勤の内閣総理大臣補佐官
- 四十六 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の委員
- 四十七 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員
- 四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員
- 四十九 公安審査委員会の委員長及び委員
- 五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員
- 五十一 総合科学技術会議の非常勤の議員
- 五十二 食品安全委員会の非常勤の委員
- 五十三 原子力委員会の非常勤の委員
- 五十四 原子力安全委員会の非常勤の委員
- 五十五 衆議院議員選挙区画定審議会委員
- 五十六 国会等移転審議会委員
- 五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員
- 五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員
- 五十九 国地方係争処理委員会の非常勤の委員
- 六十 電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員
- 六十一 電波監理審議会委員
- 六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員
- 六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員
- 六十四 労働保険審査会の非常勤の委員
- 六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員
- 六十六 運輸審議会の非常勤の委員
- 六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員
- 六十八 航空・鉄道事故調査委員会の非常勤の委員

六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

七十 中央選挙管理会の委員

七十一 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員

七十二 日本学術会議会員

七十三 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第四十二号に掲げる者以外の者

七十四 国会職員

七十五 国会議員の秘書

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

附則

（所掌事務の特例）

第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に関すること。

二 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づき遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）の廃棄に関すること。

2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期限 | 事務 |
|--------------|--|
| 平成二十三年三月三十一日 | <ul style="list-style-type: none"> 一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 |
| 平成二十四年三月三十一日 | 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第二百二号）及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定による駐留軍用地の返還に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。 |

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三百二十七号）がその効力を有する間、同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関する事務をつかさどる。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる事項の認可に関すること。
 - イ 設立
 - ロ 定款の変更の決議
- ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
- ニ 合併、分割及び解散の決議
- 二 関係行政機関の事務の調整に関すること。

（審議会等の設置の特例）

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。